

規	測																	
I	II	III	IV															
+	-	-	-20															
+	-10	-	-16															
+1	-7	-7	-10															
+	+	-3	+5															
-2	+8	-15	-26															
+	-7	-10	-10															
+	-	-5	-8															
-	-2	-3	-9															
+	-7	-10	-10															
+	-	+2	+4															
+	+	-2	-2															
+	-2	+	+1															
+7	-4	-10	-17															
+	-1	-1	-1															
+	-	-7	-10															
+	-7	-4	-6															
+	+	-20	-29															
+1	+	-2	-2															

現地自治査閲計畫

主要査閲事項

各隊改自治關入計畫指導待中  
 植付 大畵野菜 大概栽培魚肉  
 明年確保増殖現况  
 之幹時自治關入誠能待教育指導能力  
 自治下給養並保有調和

射擊成績表  
 規則率=33.5  
 射擊成績表  
 射擊成績表  
 射擊成績表

大射子明使用「3」射子明使用上波  
 五射子明使用上波  
 五射子明使用上波

観		測	
I	II	III	IV
+	-5	-25	-20
-	-10	-14	-16
+1	-7	-7	-14
+	+	-3	+5
+2	+4	-15	-26
+	-7	-10	-10
+	-3	-5	-8
-1	-2	-3	+6
+	-10	-14	-16
+1	+	+2	+4
+	-	-2	-2
+	-2	+	+1
+1	-7	-10	-17
-1	-11	-13	-20
+	-7	-20	-42
+	-1	-4	-6
+	+	-20	-29
+1	+	-2	-2

現地自活査閲計畫

一 主要査閲事項  
 一 各隊改自活關入計畫指導特等階ノ植付・大野野米大根・栽培魚肉

鴨牛ノ確保増殖ノ現況

一 於此ノ自活關入ノ試射特等階ノ指導能力

一 自活ノ培養確保ノノ調也

一 査閲同時

十月二十六日ヨリ三十日ニ至ル 毎日八時ヨリ十七時ニ至ル

一 査閲要領

一 各隊ノ平常通り自活作業其他ノ實施シテモトス

一 査閲順序左ノ如シ

二十七日 南地區域 二十七日 北地區域 二十八日 砂川花切地區

二十九日 ツツノ食豆ナラ地区 三十日 野原地區

一 評評 補助官

一 評評 公共部度現場ニ於テ行フ

一 補助官 井上少佐、戸梶大尉、渡邊大尉、井石大尉

上村大尉、小野大尉、久我大尉、川上大尉

一 補助官、油部指中受領シ十月二十五日十六時將集ニ集合

射撃	射撃正射率 75%
明	射撃正射率 75%
銃	射撃正射率 75%



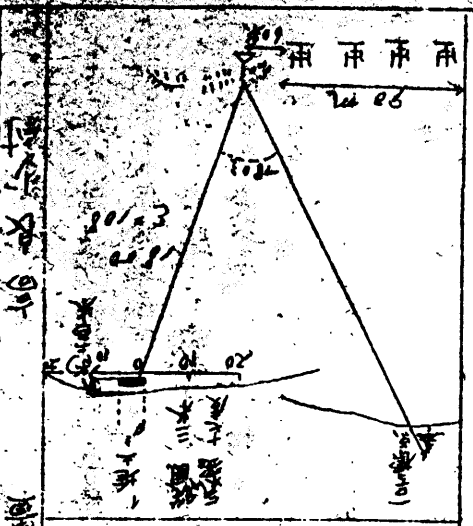
山砲兵第二十八聯隊命令

十月二十四日

- 一 聯隊ハ砲牛ノ採集ニ努メ獸肉管線ノ確保ニ遺慮ナシテハシラス
- 二 各隊ハ左ノ要領ヨリ砲牛ノ採集範圍ヲ定ムルニシ
- 三 一人一日十部ノモノニ月々食料ニ充當シ得ル量ヲ確保ス
- 四 各内務班單位ニ砲月ハルモノトス
- 五 十一月未迄ニ採集整備ヲ繼續ス
- 六 川上獸醫大尉ハ十一月中旬各隊整備狀況ヲ實視シ聯隊ニ報告スルニシ

下巻、別列又注

聯隊長 尾 大 佐



1. 隊員の健康を常に注意し、疾病の発生を防止する。  
 2. 隊員の士気を鼓舞し、士氣を高揚させる。  
 3. 隊員の訓練を徹底し、戦闘力を高める。  
 4. 隊員の生活状況を把握し、必要に応じて支援を行う。  
 5. 隊員の行動を監視し、規律を維持する。

1. 隊員の手配  
 2. 隊員の訓練  
 3. 隊員の生活  
 4. 隊員の行動

中隊射撃隊 訓練計画

山砲兵第二十八聯隊命令

十月二十四日十四時

野原

1. 聯隊八中隊の採集を、隊員が獸肉資源を確保し、遺憾なく朝セントス。  
 2. 各隊員が要領を、中隊の採集を、隊員が朝セントス。  
 3. 一人一日十四分、中隊の採集を、隊員が朝セントス。  
 4. 各内務班単位に飼育を、隊員が朝セントス。  
 5. 十一月末迄に採集を整備し、継続ス。  
 6. 川上獸醫大尉八月中旬各隊整備状況を、自視し、聯隊長に報告スベシ。

聯隊長 梶 大佐

下達 印刷交付  
 配而 大本、中隊、大校、兵、経、医、獸


( ) ■ ■ ■ ■

柁作命活第ニ就

山砲夫第ニ入聯隊命令

十月二十九日十七時  
野 砲 隊 啟

- 一 嶋牛ノ採集飼育ノ特夫ノ健固ヨリ柁木煩調ニ進捗シニアリ
- 二 聯隊ノ食糧自營ノ食料資源ノ現況ニ鑑ミ嶋牛ノ給養ニ統制強化ノ保存ノ適正ヲ期セントス
- 三 各隊ハ十一月毎週少クモ一回嶋牛ヲ調理シ食膳ニ供スベシ  
但シ嶋牛飼育ノ向上ニ伴ヒ十二月以降漸次其ノ量ヲ増加シ四月末ニ至ル迄給養ヲ持續シ得ルヲ要ス
- 四 各隊ハ嶋牛ノ調理給養法ヲ研究改善シ明年一月以降大量使用スル場合ノ準備ニ遺憾ナカラシムベシ  
嶋牛給養法刷新ノメ別紙計畫ニ據リ研究審査會ヲ實施ス
- 五 柁作命活第ニ就ニ就ニ採集飼育ノ益々之ヲ強化シ使用ノ如何ニ拘ラズ十一月末指定量ヲ確保シテ要ス

聯隊改

柁

大

佐

下達法 印刷文作  
配布先 大砲中隊 大砲 連隊



師 用 費 概

公 衆 夫 第 三 十 八 師 隊 命 令

十月二十二日十四時

自給自足給養ノ調和ヲ促進シ保育成果ノ向上ヲ期セントス  
 保育掛特設炊事掛下主官ヲ選定シ表ノ調製炊事ノ實  
 行其ノ他資源ノ收集等ニ關スル指道ヲ強化シ給養ノ刷新ヲ圖ルベ  
 ク本隊ニシテ專任特設ヲ設ケアルモノ所屬保育掛トシ任務ノ分野  
 自下ニ指示スルモノトス

給養實施ニ方リ雜炊トスル場合ノ度量ハ飯盒一杯ニ人分トシ又勉  
 々食料食物ヲ給スルコトヲ考慮實施スベシ

各隊ハ給養實施ノ適正ヲ期スルニ代用計器ヲ考慮スル外野菜(草)貯藏施  
 設ヲ完備スベシ

保育掛特設炊事

十月二十二日九時ヨリ本部ニ於テ各隊掛下主官ニ對シテ日暮  
 後可用ノ炊事法ニ就テ教育スベシ

十月二十二日九時三十分ヨリ本部ニ於テ各隊掛下主官ニ對シテ日暮  
 後可用ノ炊事法ニ就テ教育スベシ

六合隊... 下官... 隊長... 大佐  
 下官... 隊長... 大佐  
 下官... 隊長... 大佐

隊令第... 號

十一月十四日	第一大隊	...
十一月十一日	第二大隊	...
十一月十日	第三大隊	...
十一月九日	...	...
十一月八日	...	...
十一月七日	...	...
十一月六日	...	...
十一月五日	...	...
十一月四日	...	...
十一月三日	...	...
十一月二日	...	...
十一月一日	...	...

下達法... 隊令... 大佐

隊令... 大佐



一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

砲兵隊命令

一 砲兵隊八連日心多播種之費は各隊員が自費で充てられ、十一月十日迄に播種之完了スベシ  
 二 各隊員は十一月十日迄に播種之完了スベシ

山	砲			野	備
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ		
...	...	...	...	...	...

三 本隊員は各隊員が自費で播種之費を充て、十一月十日迄に播種之完了スベシ

下達地 印刷交付  
 配布先 各大隊

砲兵隊長 梶 大佐

丁部 明倫文抄

第六機材

機

大

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100

陸軍司令部第二四號

山砲兵隊第二十八聯隊命令

十一月二十七日

聯隊長自活並給養現況鑑ニ業務ノ一部ヲ促進是正シ保育遺囑ナカラン

一 各隊長甘藷生産ノ現況鑑ニ各種ノ資材活用留意シ全智全能ノ傾ケテ給養ノ適正ヲ圖リ以テ保育ノ萬全ヲ期スベシ

二 聯隊本部ハ花畑準備畑ノ一部ヲ第一大隊ニ交付スル外在ビシノ海軍移讓畑ノ一部ヲ諸ノ植付シアルセテ第三中隊ニ其ノ他ヲ第五中隊ニ又五日ニ度自活甘藷生産量ニ分ノテ第二中隊ニ交付スベシ

三 第一大隊長ハ適時伊良部島ニ至リ第三中隊ノ業務ヲ指導スルト共ニ其ノ大隊ノ完全自活ヲ資材ノ利用ニ關シ方策ヲ講ビシ

四 第三大隊長ハ牽引車ニシテ耕地並ニ完成シ各隊ノ農耕自活ニ協力セシムベシ

五 各隊ハ牽引車ニシテ農耕適地ヲ適時聯隊本部ニ報告スルベシ

六 渡邊大尉ハ製炭燃料ノ確保ニ關シ必要ノ偵察ヲテシタル後十一月四日ハ歸入シ

多ク自動貨車ヲ以テ先ヅテ支利製塩場ニ收集スベシ

第三第五第八中隊ハ渡邊大尉ノ指示ヨリ若干ノ兵員ヲ差出シ搬送業務ヲ協力セシム

又別第五中隊ノ將校ヲ區處シ平良町附近ヲ製塩場ニ圍攻スル準備ニ任ズシ

第五中隊ハ將校ニ隨時渡邊大尉ノ區處ヲ受ケシム

七 渡邊田中尉ハ支利製塩場ノ業務ヲ擔持シ製塩場ニ侵入スル如ク支利會場スベシ

八 支利會場ハ製塩場ヲ擔持スル關ニ關係ヲ持チ連繫ヲ必要ノ協力ヲナスト共自動貨車ノ

使用ニ遺憾ナラシム

九 小野正計大尉ハ第五中隊ニ對シ十一月二十五日迄ノ救護水ヲ交付スベシ

各隊軍醫ハ現下ノ給養状況ニ鑑ミ絶シテ現場ニ進出シテ自活業務中實施諸勤勞ノ状態ヲ監視シ保身ノ向上ニ全力ヲ傾注スベシ

第五隊改 梶 大佐

下達法 要旨口達後印刷交付

配布先 大本中隊・大隊線成隊兵經區隊

第六第六十八聯隊司令部

十一月九日十四時

一 聯隊ハ自治ト給養ノ調和ヲ促進シ保身ノ適正ヲ期セシム

二 各大隊ハ十一月廿日迄給養一〇七〇瓦以内ノ部隊ニ對シテ主食米ヲ十日以降

一日一〇瓦ノ給養スベシ

三 各隊ハ甘藷生産ノ現況ニ鑑ミ給養實施ノノノ献三夜ノ調製ノ創意ヲ加ヘ且炊事勤

務ヲ刷新シ以テ保身ノ遺憾ナキヲ期スベシ

四 中隊ハ自治ト給養ノ調和促進ノ目的ヲ以テ十一月十九日ヨリ終日花切將

校會場界外ニ於テ中隊改各炊事關係將校下ニ管對シテ献三夜調製要領ノ教育ヲ

實施スベシ

五 中隊改ハ天候變り致シ給養實施ノ擔持班改メ含メ保身掛持株炊事掛下ニ管ハ專修東

トシテ十一月十九日花切將校會場外ニ集合スベシ

一般直會場行ハルベシトス

各隊ハ教材トシテ其隊最近ノ献三夜ノ市ヲ十一月十日ヨリ提出スベシ

第六隊改 梶 大佐

下達法 印刷交付  
配布先 大本中隊・大隊線成隊兵經區隊

大日本陸軍大臣 齋藤實 閣下

大日本陸軍大臣 齋藤實 閣下


陸軍部令第三〇六號

### 山砲隊第二十八部隊命令

十一月十四日

一、本部隊が、十一月十四日、野口山林ノ附近ニ於テ、演習ヲ行ハス。

二、演習ノ開始ノ際、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

三、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

四、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

五、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

六、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

七、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

八、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

九、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

十、演習ノ終了後、本部隊ノ各中隊、野口山林ノ附近ニ於テ、各自ノ陣地ニシテ、待機ス。

下達法 印刷文件  
配布先 大本中隊 大隊 練成隊 兵 終 區  
聯隊長 梶 大佐





表地自治会検査計画書

一	田舎	...	...	...	...	...	...	...
二	...	...	...	...	...	...	...	...
三	...	...	...	...	...	...	...	...
四	...	...	...	...	...	...	...	...
五	...	...	...	...	...	...	...	...
六	...	...	...	...	...	...	...	...
七	...	...	...	...	...	...	...	...
八	...	...	...	...	...	...	...	...
九	...	...	...	...	...	...	...	...
十	...	...	...	...	...	...	...	...

(注) 田舎  
田舎(田)類  
田舎(田)類

一 主要事項

各隊区自治会関係人員検査指導員派遣(現況)日々使用状況野菜の栽培  
 理多病十ノ飼育管理(現況)  
 七、八、九、十月の検査指導員派遣(現況)  
 自給自足の給養(現況)明和製菓(現況)食糧共済(現況)諸施設(現況)  
 検査日時 自十月二十六日(土)至三十日(水) 毎日自八時三十分(五十七時)

二 検査場所

各隊区平常通り(自治会作業)農産物検査センター  
 但し各名号の輸送の場合(完全検査)受付検査受付センター

二十六日 砂川、花畑地域 二十七日 ウヅラ横里地域

二十八日 野原畑地域 二十九日 北池田地域

三十日 南池田地域  
 (注) 教員指導員の日指不入

三 検査結果の概況

井ノ上地区、渡邊入村、井石入村、上村入村、小野入村、久米入村、川土入村  
 (注) 検査結果(一三)終

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七	十八	十九	二十	二十一	二十二	二十三	二十四	二十五	二十六	二十七	二十八	二十九	三十
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

一 聯隊長 二 大隊長 三 中隊長 四 小隊長

十月廿五日 野原 兵

一 聯隊三ノ師糧命等二號ヨリ独立歩兵第三五大隊撤去ニ伴ヒ土地建物及敷置物件ノ監守ノ援助ヲ命セラル

二 井石大尉、直三兵第三五大隊ノ監守ノ援助ニ關シ所要ノ協定ニ任シ聯隊本部作業隊並第三五大隊指揮班ヲ遣處シテ監守ノ援助ニ任スヘシ

三 聯隊本部作業隊及第三五大隊指揮班、井石大尉、遺處ヨリ所要ノ下士官兵ヲ差出シ兵第三五大隊撤去ニ伴ヒ土地建物ノ件ノ監守ノ援助ニ任セシムヘシ

聯隊長 堀 大佐

下達法 要旨電話後印刷交付  
配布先 大隊 作業隊





砲兵命令第七號

砲兵隊命令

十一月十日十四時

一 砲兵隊各地區内主要道路之補修整備をトス  
二 各隊別紙計畫ニ據リ補修擔任道路之十月十五日迄ニ補修整備スベシ  
三 特自動車運行違反ノ發揮及雨期對スル道路保全ニ萬全ヲ期スルモノトス  
四 小澤中尉ハ砲兵隊自動車之指揮シキトシ山砲隊擔任地内ノ作業ニ協  
力スベシ

砲兵隊長 梶 大佐

下連法 印刷交付  
配而先 各大隊・中隊 大段 兵各區 隊


砲兵隊司令部  
十一月十日十四時  
野 大 佐

	通水 工事 完成						
	工事 完了						
	工事 完了						

道路補修整備実施計画

他府令第7号別紙

方針

1. 道路補修整備、重要な砂川街道沿道及び各部隊合営地区、砂川一環道沿道、進出路箇所へ
2. 作業工程、排水設備の向上、供排水設備の向上、砂川一環道の改良
3. 完成期日を6回、1年単位で進捗作業担任道路、保全維持、積極的遂行を要す
4. 各部隊、擔任区分要綱、如し

砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道
砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道
砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道
砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道	砂川一環道

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10

宛付命令第七號別紙

道路補修整備實施方針

1. 道路補修整備の重点は、砂川街道沿道及各地隊合居地等に、砂川一帯沿道、  
 2. 排水設備の整備、  
 3. 完成期日迄六箇月先完成、  
 4. 各隊隊内、  
 5. 排水設備の整備、  
 6. 各隊隊内、

7. 各隊隊内、  
 8. 各隊隊内、  
 9. 各隊隊内、  
 10. 各隊隊内、  
 11. 各隊隊内、  
 12. 各隊隊内、  
 13. 各隊隊内、  
 14. 各隊隊内、  
 15. 各隊隊内、  
 16. 各隊隊内、  
 17. 各隊隊内、  
 18. 各隊隊内、  
 19. 各隊隊内、  
 20. 各隊隊内、

21. 各隊隊内、  
 22. 各隊隊内、  
 23. 各隊隊内、  
 24. 各隊隊内、  
 25. 各隊隊内、  
 26. 各隊隊内、  
 27. 各隊隊内、  
 28. 各隊隊内、  
 29. 各隊隊内、  
 30. 各隊隊内、  
 31. 各隊隊内、  
 32. 各隊隊内、  
 33. 各隊隊内、  
 34. 各隊隊内、  
 35. 各隊隊内、  
 36. 各隊隊内、  
 37. 各隊隊内、  
 38. 各隊隊内、  
 39. 各隊隊内、  
 40. 各隊隊内、  
 41. 各隊隊内、  
 42. 各隊隊内、  
 43. 各隊隊内、  
 44. 各隊隊内、  
 45. 各隊隊内、  
 46. 各隊隊内、  
 47. 各隊隊内、  
 48. 各隊隊内、  
 49. 各隊隊内、  
 50. 各隊隊内、

道路補修地位圖要圖

第一班	五地	第一班	五地
第二班	六地	第二班	六地
第三班	七地	第三班	七地
第四班	八地	第四班	八地

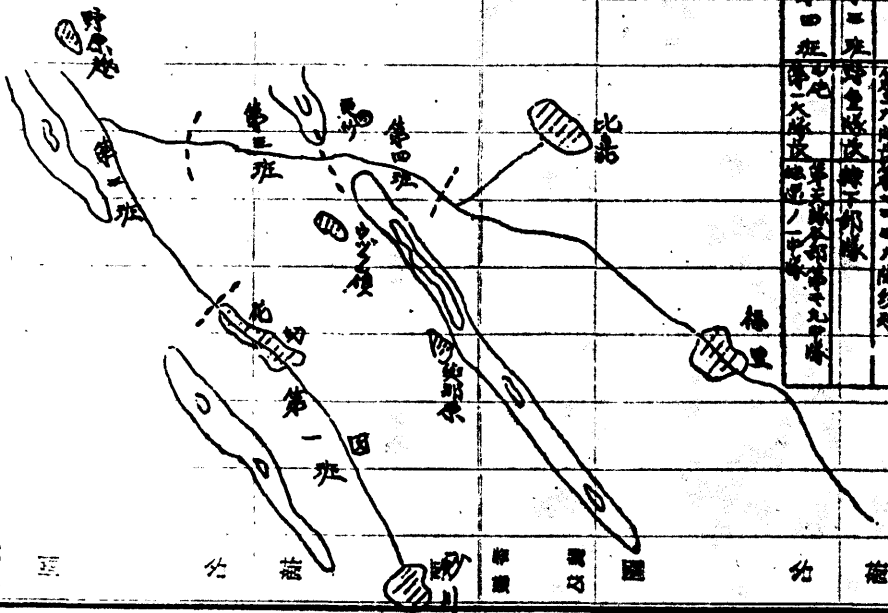
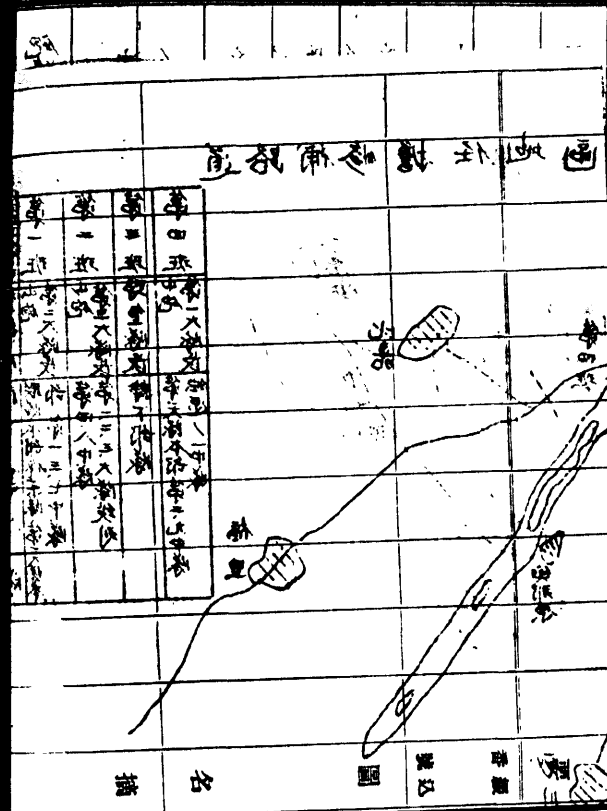


圖 說 明 書 附 錄 第 一 號

此圖係根據...  
 第一班...  
 第二班...  
 第三班...  
 第四班...  
 第五班...  
 第六班...  
 第七班...  
 第八班...  
 第九班...  
 第十班...

陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍少将 陸軍中将 陸軍大佐 陸軍少佐 陸軍中尉 陸軍大尉 陸軍少尉 陸軍中士 陸軍大士 陸軍少士 陸軍中兵 陸軍大兵 陸軍少兵 陸軍中卒 陸軍大卒 陸軍少卒 陸軍中伍 陸軍大伍 陸軍少伍 陸軍中兵 陸軍大兵 陸軍少兵 陸軍中卒 陸軍大卒 陸軍少卒 陸軍中伍 陸軍大伍 陸軍少伍



名	職	階級	備考
第一班	班長	大尉	
第二班	班長	中尉	
第三班	班長	少尉	
第四班	班長	中士	
第五班	班長	大士	
第六班	班長	少士	
第七班	班長	中兵	
第八班	班長	大兵	
第九班	班長	少兵	
第十班	班長	中卒	
第十一班	班長	大卒	
第十二班	班長	少卒	
第十三班	班長	中伍	
第十四班	班長	大伍	
第十五班	班長	少伍	

山砲隊第二中隊司令 十二月十四日 長  
 陸軍省 陸軍部 陸軍大臣 陸軍少将 陸軍中将 陸軍大佐 陸軍少佐 陸軍中尉 陸軍大尉 陸軍少尉 陸軍中士 陸軍大士 陸軍少士 陸軍中兵 陸軍大兵 陸軍少兵 陸軍中卒 陸軍大卒 陸軍少卒 陸軍中伍 陸軍大伍 陸軍少伍

各中隊ハ大改隊ノ旨ニハ大隊隊列隊ニ派遣シアリタル練成兵  
 又在來ノ管使班ヲ以テ練成班ヲ編成シ練成隊ノ任務ヲ續行シ  
 保育ノ萬全ヲ期スベシ  
 大隊隊列隊ハ十一月二十一日時解散シ將校以下原所属ニ復  
 歸スベシ  
 大隊隊列隊ハ十一月十日ヨリ目標トシ復員ニ關スル諸準備ヲ促進スベシ  
 同月十日ヨリ益々準備ヲ充整スルトモニ自活業務ハ依然舊  
 業務ノ月途トシテ其ノ業務ヲ律スルモノトス

下達法 印刷交付  
 配布先 大隊中隊 大隊隊列隊  
 師隊長 大佐

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

第一聯隊 船前檢便實施  
 第二聯隊 船前檢便實施  
 第三聯隊 船前檢便實施  
 第四聯隊 船前檢便實施  
 第五聯隊 船前檢便實施  
 第六聯隊 船前檢便實施  
 第七聯隊 船前檢便實施  
 第八聯隊 船前檢便實施  
 第九聯隊 船前檢便實施  
 第十聯隊 船前檢便實施  
 第十一聯隊 船前檢便實施  
 第十二聯隊 船前檢便實施  
 第十三聯隊 船前檢便實施  
 第十四聯隊 船前檢便實施  
 第十五聯隊 船前檢便實施  
 第十六聯隊 船前檢便實施  
 第十七聯隊 船前檢便實施  
 第十八聯隊 船前檢便實施  
 第十九聯隊 船前檢便實施  
 第二十聯隊 船前檢便實施  
 第二十一聯隊 船前檢便實施  
 第二十二聯隊 船前檢便實施  
 第二十三聯隊 船前檢便實施  
 第二十四聯隊 船前檢便實施  
 第二十五聯隊 船前檢便實施  
 第二十六聯隊 船前檢便實施  
 第二十七聯隊 船前檢便實施  
 第二十八聯隊 船前檢便實施  
 第二十九聯隊 船前檢便實施  
 第三十聯隊 船前檢便實施  
 第三十一聯隊 船前檢便實施  
 第三十二聯隊 船前檢便實施  
 第三十三聯隊 船前檢便實施  
 第三十四聯隊 船前檢便實施  
 第三十五聯隊 船前檢便實施  
 第三十六聯隊 船前檢便實施  
 第三十七聯隊 船前檢便實施  
 第三十八聯隊 船前檢便實施  
 第三十九聯隊 船前檢便實施  
 第四十聯隊 船前檢便實施  
 第四十一聯隊 船前檢便實施  
 第四十二聯隊 船前檢便實施  
 第四十三聯隊 船前檢便實施  
 第四十四聯隊 船前檢便實施  
 第四十五聯隊 船前檢便實施  
 第四十六聯隊 船前檢便實施  
 第四十七聯隊 船前檢便實施  
 第四十八聯隊 船前檢便實施  
 第四十九聯隊 船前檢便實施  
 第五十聯隊 船前檢便實施  
 第五十一聯隊 船前檢便實施  
 第五十二聯隊 船前檢便實施  
 第五十三聯隊 船前檢便實施  
 第五十四聯隊 船前檢便實施  
 第五十五聯隊 船前檢便實施  
 第五十六聯隊 船前檢便實施  
 第五十七聯隊 船前檢便實施  
 第五十八聯隊 船前檢便實施  
 第五十九聯隊 船前檢便實施  
 第六十聯隊 船前檢便實施  
 第六十一聯隊 船前檢便實施  
 第六十二聯隊 船前檢便實施  
 第六十三聯隊 船前檢便實施  
 第六十四聯隊 船前檢便實施  
 第六十五聯隊 船前檢便實施  
 第六十六聯隊 船前檢便實施  
 第六十七聯隊 船前檢便實施  
 第六十八聯隊 船前檢便實施  
 第六十九聯隊 船前檢便實施  
 第七十聯隊 船前檢便實施  
 第七十一聯隊 船前檢便實施  
 第七十二聯隊 船前檢便實施  
 第七十三聯隊 船前檢便實施  
 第七十四聯隊 船前檢便實施  
 第七十五聯隊 船前檢便實施  
 第七十六聯隊 船前檢便實施  
 第七十七聯隊 船前檢便實施  
 第七十八聯隊 船前檢便實施  
 第七十九聯隊 船前檢便實施  
 第八十聯隊 船前檢便實施  
 第八十一聯隊 船前檢便實施  
 第八十二聯隊 船前檢便實施  
 第八十三聯隊 船前檢便實施  
 第八十四聯隊 船前檢便實施  
 第八十五聯隊 船前檢便實施  
 第八十六聯隊 船前檢便實施  
 第八十七聯隊 船前檢便實施  
 第八十八聯隊 船前檢便實施  
 第八十九聯隊 船前檢便實施  
 第九十聯隊 船前檢便實施  
 第九十一聯隊 船前檢便實施  
 第九十二聯隊 船前檢便實施  
 第九十三聯隊 船前檢便實施  
 第九十四聯隊 船前檢便實施  
 第九十五聯隊 船前檢便實施  
 第九十六聯隊 船前檢便實施  
 第九十七聯隊 船前檢便實施  
 第九十八聯隊 船前檢便實施  
 第九十九聯隊 船前檢便實施  
 第一百聯隊 船前檢便實施

一、各隊、別紙計畫、檢便、準備、計畫、日時、防疫、給水、部、ヨリ、受、ク、ヘ、シ、  
 二、檢便、實施、時、一、般、外、出、ヲ、禁、止、持、防、疫、留、意、ス、ヘ、シ、  
 三、檢便、實施、時、一、般、外、出、ヲ、禁、止、持、防、疫、留、意、ス、ヘ、シ、

下達法 印刷交付  
 配布先 大本、中隊、大段

聯隊長 梶 大佐

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----





第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

乘船前檢便實施計畫

山砲兵第二十八聯隊

腸管系病原保有者抽出に船内感染予防を共病原内検査

目的	時	場	隊	人員	備
乗船前検査実施	十月八日	野原	R	九〇	...
	十月九日	野原	R	九〇	...
	十月十日	野原	R	九〇	...
	十月十一日	野原	R	九〇	...
	十月十二日	野原	R	九〇	...
	十月十三日	野原	R	九〇	...
	十月十四日	野原	R	九〇	...
	十月十五日	野原	R	九〇	...

檢便連名簿

連番	階級	氏名	備
...	...	...	...

備考

- 一連番本號記入セラル事
- 二胃腸疾患急性傳染病マラリヤ等既往症有候者欄記入ノコト
- 三下位以上ニ同ニ記載スルモノトス
- 四既患病者ハ合ニテ今送者欄ヲ欄ニ其ノ自記載ニ標記ヲ示シ提出ス




姓名 (花名)		职位	年龄	籍贯	政治面貌	文化程度	工作经历	特长	其他
姓名	花名								

軍用人員